

東京都入札監視委員会 第2回第一監視部会 議事概要（定例）

開催日及び場所	令和7年12月19日（金） 都庁第一本庁舎北側33階 特別会議室N1	
委員	東京都市大学建築都市デザイン学部建築学科教授 小見康夫（部会長） 弁護士 秋山一弘 横浜国立大学国際商学部国際商学科教授 黒木淳 弁護士 松本はるか 計4名（敬称略） ※各委員はオンラインによる参加	
対象期間	令和6年10月1日～令和6年12月31日	
抽出案件計	6件	(備考)
一般競争	2件	
指名競争	3件	
随意契約	1件	
	意見・質問	回答
委員からの意見・質問、それに対する回答等	<議案1>（1者入札・同一事業者長期継続受注事案） 大神山公園改修工事[希望制指名競争入札]	
	Q 1者入札が続いている状況について、どのように分析をしているか。	A 本件は、島内に営業所を持つ事業者を指名しており、昨年度時点では13者しか登録されている事業者がいない。また、防災関係の工事も多く発注している中で、事業者に限りがあるというところは課題であると認識している。 また、民間と比べて用意する書類などが多いというところで、敬遠する事業者があるのではないかと分析をしている。
	Q 1者入札状況を改善するために何か検討しているか。	A 制度的な対応としては、債務負担行為の活用、ゼロ都債の活用を図っていくことが必要であると考えている。 また、島においては、支庁だけではなく、村役場、国の機関も工事を発注している。そのため、島内全体の公共工事のスケジュールというものを公表することで、事業者が計画的に工事を進められるよう配慮しているが、こうした取組を引き続き継続していく。
	意見：特に意見なし	
	<議案2>（高額高落札率・1者入札事案） 環状七号線地下広域調節池（石神井川区間）工事（その2）[特命随意契約]	

<p>Q 予定価格の積算方法について詳しく教えてください。</p>	<p>A 本工事は、シールド工事に伴い発生する土砂の処分及びシールドマシンのビット交換が主な工事内容となっている。</p> <p>土砂の処分については、発生した土砂を処分先に運搬して処分するという内容であるが、搬出の土の受入れ価格については、公表されている価格を採用している。</p> <p>シールドマシンのビット交換については、材料価格の算定については、特別調査の価格で積算しており、特別調査ではシールドマシンの製作会社に見積りを取っているものと思われる。</p> <p>その他の項目は、東京都建設局の積算基準や公の積算基準に基づいて予定価格を算出している。</p>
<p>Q 見積額と予定価格との差異が相当程度小さいことについて、どのように考えているか。</p>	<p>A 本工事は、主に土砂の処分とビット交換が過半を占めている。土砂の処分については、処分先で土の受入れ価格を公表しており、受注者側も同じ価格で積算をすることができる。また、ビット交換についても、特別調査で恐らくシールドマシンの製作会社の見積りを基に積算をしている。特殊な製品のため、受注者側もシールドマシン製作会社に価格確認を行っているものと推測する。このような結果から価格が近くなったと考えている。</p>
<p>意見：特に意見なし</p>	
<p><議案3>(高額高落札率・1者入札事案) 都立清瀬特別支援学校(6)改築及び改修工事その2[一般競争入札]</p>	
<p>Q 改築工事とグラウンド整備工事を一体で実施する理由はどのようなものか。</p>	<p>A 昨今、知的障害をお持ちになる子供やその保護者による特別支援学校への入学希望が増えているという実情があるため、建て替えに当たっては、敷地の中でできる限り建物の規模を大きくして建てていく、かつ、できる限り早期に学校の整備を行い、子供たちの居場所をつくっていくということが必要であり、本件については、グラウンド整備工事を一体で実施している。</p>
<p>Q 1回目不調となり、再発注をしたということだが、不調になった理由はどのように考えているか。予定価格に無理があったというようなことか。</p>	<p>A 積算に当たっては、局で定めている積算基準を基に積算をしているが、事業者の積算と乖離があり不調となった。不調になったことを踏まえてヒアリン</p>

	<p>グをしたところ、例として、建設業界自体が人手不足の状況にあって、単価自体が上がっている。また、材料だけでなく人工についても上がっていくような傾向がある。あるいは、昨年度は働き方改革の一環で、これまで建設業と運送業が猶予期間であった、時間外労働の罰則付上限規制が本格適用となった段階である。こうした変化もあって、これまでの積算と実勢に乖離があったということではないかと考えている。そのため、再発注に当たっては、改めて見積りを取得するなどをして、最新の単価をもって再積算をしている。</p>
意見：特に意見なし	
<p><議案4> (高額高落札率・1者入札事案) 都立北多摩地区特別支援学校(仮称)(6)新築工事[一般競争入札]</p>	
<p>Q 1者入札となった理由はどのようなことが考えられるか。</p>	<p>A 議案3で不調となったときに、過去の案件を受注した事業者を中心にヒアリングを行っており、共通していたのは、民間をはじめとした建設需要が非常に大きいということで、手持ちの工事だけで配置する技術者がいっぱいになってしまっている。これ以上受注しても配置できるような技術者がいない。新たに公共工事の入札に参加をする余力がない。こうした意見を大変多く受けた。このような業界全体の人手不足の中で、参加したのが結果として、1者であったということで受け止めている。</p>
意見：特に意見なし	
<p><議案5> (高額高落札・1者入札事案) 雑司が谷庁舎改修工事[希望制指名競争入札]</p>	
<p>Q 総合評価方式を採用した理由はどのような理由か。</p>	<p>A 庁舎には出張所が入っており、この出張所は、下水道の詰まりや臭いといった、不具合が発生した際に迅速な対応をしなければならない重要な組織である。そこで出張所の運営を継続しながら、居ながら工事をしなければならない。</p> <p>また、敷地が非常に狭隘で、仮設のトイレ、事務所等しか入れられないような非常に狭いところであり、道路も</p>

	幅員が非常に狭くて入りにくい。さらに、周辺は非常に静かなところで、雑司ヶ谷霊園が近くにあり、周りの方も騒音に対して非常に敏感である。以上の観点から総合評価方式を採用している。
意見：特に意見なし	
<p><議案6> (1者入札・同一事業者長期継続受注事案) 東部汚泥処理プラント汚泥搬送設備補修工事[希望制指名競争入札]</p>	
Q 長期継続受注の案件として抽出をされたものだが、どのくらい継続しているのか。	A 平成17年度の補修工事から同一となっている。
Q 今後も同じような状況が続いていくことが予想されるが入札する意味があるのか。	A 工事の内容が特定の会社でしか行えないということであれば、その理由をもって特命随意契約という発注方法を選択するが、本工事は、受注事業者だけしかできない工事ではない。そのため、どこの会社でも工事内容が分かるよう、仕様書等を作成し、競争入札を実施していく。
Q 1者入札状況を改善するために何か検討しているか。	<p>A これまでも仕様書や図面については、その現場を直接知らない受注者でも分かりやすいように、周辺に設置している機器の配置や搬出入で使用する開口部の位置を図面に落としている。</p> <p>また、該当する汚泥処理のフローということで、工事に直接関わる機器の前後にどのような機器があるのかが分かりやすいように作成している。引き続き、より分かりやすい発注仕様書等を作成していきたい。</p> <p>さらに、受注資格がある事業者は複数者あるので、見積りを取る際には、幅広く見積りを依頼するなどの取組を引き続き行っていきたい。</p>
意見：特に意見なし	
委員会における検討結果	議案1から議案6までについて、入札契約手続はルールどおりに運用されている。